

事務局からの報告

緊急作戦会議（5月16日 於 津山市）を持ちました。

①吉野川第十堰建設事業審議委員会が県民からの問題提起を無視して、強引に最終結論を出そうとしていることへの対策。

②改正河川法に対する当面の課題。

③ダム等建設事業審議委員会で答申が出されているところ、および、水源開発問題全国連絡会としての今後の運動の取り組み方。

④21世紀環境委員会によるアンケート調査に関する水源開発問題全国連絡会としての対応策。

などが、水源連の当面の課題である、と事務局が認識し、これらを討議するため、5月16日に津山市で予定されているシンポジウム参加予定の方々に会議への出席を依頼しました。

川辺川ダム関係からは原% 大山両氏が、苦田ダム関係からは矢山氏が、四国からは森口氏が、足羽川ダム関係からは酒井氏が、長良川河口堰関係からは村瀬氏が、徳山ダム関係からは近藤氏が、そして事務局からは遠藤が出席しました。

各地の現状報告の後、水源連の問題として直面している状況を克服するために、「公開シンポジウムの開催・継続」、「国政レベルへのアプローチ」、「法廷闘争」、「第三者機関としての見直し機関の実現」、等について意見交換を行いました。

「見直し機関」以外のことは既に取り組んでいる運動団体があるので、それぞれの報告を受

けて具体的な進め方を議論しました。これらの各課題については、次回総会の討議事項にしたいと事務局では考えております。

●改正河川法に対する取り組み

改正河川法で河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになっています。特に、基本方針に関しては当該河川で治水上ダムが必要か否かを定める基本高水流量の決定、整備計画に関しては住民参加の具体的保証等が私たちの運動と大きな関係があります。

前号にも記しましたが、河川整備基本方針と河川整備計画については各地方建設局が策定作業を進めています（決定は本省）。各地の運動団体がその進行状況の開示を各地建に求め、その結果を事務局へお知らせいただければ、と事務局では考えております。

また同時に、基本方針、整備計画が定まるまでは、ダム事業を凍結することを建設省に要求することにします。

事務局としては、この件も今年度総会での討議事項の一つにしたいと考えています。

●21世紀環境委員会へ

要請書を提出しました。

21世紀環境委員会名で事務局に「『止めるべき公共事業緊急リスト』を作成するために各地

の運動体にアンケートをとりたいので団体名と連絡先を教えて欲しい」との要請があり、事務局としてこれに協力した経過があります。

しかし、ことが進むに連れ、このリスト作成で「無駄な公共事業ワースト10」というように順位付けをして発表することが分かりました。

水源連としては、各地の団体が直接関わっている運動に順位をつけるようなことは、個々の運動を担っている人々をないがしろにするものであること、ただ単なる人気投票にしかならないこと、と捉え、順位付けを止めるよう、6月27日に21世紀環境委員会に要請書を提出しました。

● 2つのダム等事業審議委員会が「答申」を提出。

「吉野川第十堰建設事業審議委員会」が98年7月13日に、「矢作川河口堰建設事業審議委員会」が98年8月14日にそれぞれ答申を各地建局長に提出しました。

「吉野川第十堰建設事業審議委員会」は吉野川シンポジウム実行委員会をはじめとした多くの県民の可動堰反対の声を無視して、下記の内容の答申を提出しました。これは、建設省の来年度予算要求に間に合わせるために事業推進の答申提出を強行したものです。

この答申は、本文12ページと別表7枚からなっています。

その構成は、1. 審議委員会の経過、2. 審議委員会の意見、3. 審議委員の補足意見（別表7枚）、付属資料 となっています。

2. 審議委員会の意見では、

（1）吉野川第十堰建設事業審議委員会の各委員の意見はおおよそ次のように集約できる。

項目	集約意見
①計画論について	①妥当である
②改築の必要性について	②必要である。
③改築の方法について	③可動堰でよい。
④環境への影響について	④第十堰環境調査委員会がまとめた結論は概ね妥当である。

（2）以上の意見を総合し、審議委員会としては、

流域住民の生命財産を守るとともに安定した水利用を維持するためには、第十堰を抜本的に改築することが必要である。よって、本事業を実施することが妥当である。

と判断する。

（3）事業の実施に当たっては、審議委員会は、以下の点に配慮されるよう要望する。

ア、からエ、まで4点（省略）

と記載されています。

3. 審議委員の補足意見では、

次の7点（1. 計画性、2. 改築の必要性、3. 現堰の評価、4. 改築の方法、5. 可動堰の評価、6. 環境への影響、7. その他）についての各委員の意見が別表に掲載されています。

この部分を読むならば、この計画に疑問を投げかけている意見も見られます。しかしこれらの意見は別表に掲載されているだけで、審議委員会の答申には全く反映されていません。

この審議委員会の意見書の筋立ては、先ず「おおよそ次のように集約できる」とし、ついで、「以上の意見を総合し、審議委員会としては、…」という2段論法で「…よって、本事業を実施することが妥当である」と結論づけることにより、審議委員会の意見があたかも全員一致であるかのような体裁をとっています。

「何がなんでも事業推進」という当初からの県の意思をそのまま「審議委員会の意見」とすることに添田喬委員長が心血を注いだといえるでしょう。

建設省は8月28日に、①第十堰改築事業は徳島市などの2市3町が新規利水開発から撤退したことにより利水目的がなくなったので特定多目的ダム法ではなく、河川法に則った河川改修事業に変更することと（事業の法律上の根拠を変更しただけで、河口堰化には一切の変更はない）、②平成11年度予算概算要求に吉野川第十堰改築の環境影響評価を実施するために必要な額を要求すること、を発表しました。河川局長はこの件の説明にあたって、審議委員会答申を尊重することを強調しました。

「矢作川河口堰建設事業審議委員会」の答申は表紙1枚、別紙1枚、別表1枚からなっています。別紙は「矢作川河口堰建設事業について

の意見」を表題とし、

…、以後、別表のとおり審議を重ねてきた。
この結果、以下の理由により本事業は中止すべきとの結論に達した。

(1) 平成10年3月27日に策定された「愛知2010計画」によれば、2010年の西三河地域の水需給計画を見直した結果として、本事業による新規の工業用水(3m³/s)が見込まれておらず、愛知県は本事業への利水参画を返上する意向を示しており、このような利水者の意向は尊重すべきと考える。

(2) 一方、矢作川下流部の治水対策は今後とも積極的に進めていくべきであり、これについて様々な角度から再検討することが適切であると考える。

なお、既に完成した承水路等は、治水上の機能を有しており、今後ともその機能が十分発揮できるように努めるべきであると考えます。

と記されています。

この審議委員会は97年3月26日に、「建設省の環境調査がまとまるまで休会」としていましたが、愛知県が利水面で工業用水の新規水利権を放棄したことを受け、休止を意見として提出しました。

流域の環境保全運動の高まりがこの答申を引き出す一つの要因になったと思われます。

建設省はこの答申を受けたかたちで、8月26日に、矢作川河口堰建設事業を平成11年度の休止ダムとすることを決定しました。

●建設省、ダム事業の総点検結果を発表

建設省は8月26日、平成11年度概算要求において、中止、休止、一時休止とするダム事業を発表しました。中止ダムは文字通り事業の中止、休止ダムは11年度の予算要求を行わず、見直し検討をおこなうもの、一時休止ダム事業はダム等事業審議委員会の審議の結果を待つものです。

なお平成10年度の概算要求時に用いた「足踏みダム」という扱いは“中身が不明確”ということで、昨年12月の本予算要求の段階で「足踏みダム」という言葉の使用を止めた、という説明がありました。このため、今回の総点検では

「足踏みダム」というものはありません。

建設省が今回中止ダムとしたのは、昨年の予算要求時に休止ダム事業とした白老ダム(北海道)、丸森ダム(宮城県)、トマム生活貯水池(北海道)、梅津生活貯水池(長崎県)、七ツ割生活貯水池(熊本県)の5事業と、足踏みダム事業としていた河内ダム(石川県)、所司原ダム(石川県)の2事業で、合計7事業です。

休止ダム事業は、昨年から引き継いだ7事業と、足踏みダム事業としていた江戸川総合開発(関東地建)、片貝川ダム(富山県)の2事業、および、審議委員会で休止答申が出た矢作川河口堰と新たに追加された竹尾生活貯水池で、合計11事業です。

一時休止ダムは細川内ダムです。

なお、昨年度の予算要求時に休止となったダムで、今年度解除された事業はありません。

今回の見直しの特徴は、矢作川河口堰以外は小規模な事業であること、新たな中止・休止事業の合計が11事業(休止から中止になった事業を除けば、わずか6事業)で、その事業数は現在計画中および進行中のダム等事業総数の5%弱にすぎないことです。建設省がダム推進の姿勢をかえた、ということではありません。

足踏みダムについては、その概念がなくなりましたが、そのいくつかは中止や休止になっています。しかし、その一方で事業予算がつけられている事業もあると思われます。大野ダム(埼玉県、都幾川村)、佐梨川ダム(新潟県、湯之谷村)、大仏ダム(長野県、松本市)などが来年度どのような扱いを受けるのか注意が必要です。

<参考>

平成9年度より中止した事業

日橋川上流総合開発事業(事業者:北陸地建、立地先:福島県会津若松市)、稲戸井調節地総合開発(関東地建、茨城県守谷町・取手市)、水原ダム(福島県、福島市)、伊久留川ダム(石川県、鹿島郡鳥屋町)

平成10年度より中止した事業

日野沢ダム(岩手県、山形村)、乱川ダム(山形県、東根市)、満名ダム(沖縄県、本部町)、明戸生活貯水池(岩手県、田野畑村)、芋川生活貯水池(新潟県、山古志村)、仁井田生活貯水池(高知県、土佐山田町)

各地の状況

1、川辺川ダム関係

1-1 緊急作戦会議での報告

利水裁判で次回公判までに合計1/3以上に当たる同意書の確認作業（実質不同意であることの確認）を進めていることと、基本計画変更計画について行政不服審査法に基づく「異議申立て」を進めること、「公共事業チェックを実現する会」主催のヒヤリングを過去2回実施したので3回目は地元で開催したい、等が報告されました。

1-2 異議申立て

川辺川ダム建設事業実施基本計画変更に対し、行政不服審査法に基づく「基本計画変更に対する異議申立て」（基本計画を変更して新たに決定した計画に問題があるので、その計画を決定したことに異議を申し立てる）ことが行われています。

既に五木村村民41名を含む3229名が8月8日までに異議申立てを建設省に行いました。

行政不服審査法では「異議申立てをできるのは処分を知った日の翌日から60日以内」とされていますが、「処分を知った日」を基本計画の変更が告示された日だとすれば、8月8日が期限ですが、「処分を知った日」を文字どおりに解釈すれば、いわば、無期限です。

現地では、8月8日を過ぎたこんにちでもあえて、更なる「異議申立て」に取り組んでいます。一人でも多くの人々が川辺川ダム問題に意見を持っていることを明らかにしていくことがダムを止める力になる、という信念による取り組みです。

それが採用されるか否かは別として、誰でも「異議申立て」をすることができます。この機関紙を読まれている方々にも「異議申立て」の協力をお願いする予定です。後日、別便にて「異議申立て」に関する文書を送付しますので、その節はご協力をよろしくお願いいたします。

1-3 ダムサイトの地質は危険

「公共事業チェックを実現する議員の会」の第2回目のヒヤリングで要求したダム近辺の地質調査資料を九州地建が公表しました。「県民の会」会員で地質学者である松本氏（元熊本大学教授）がこの資料を基にダムサイトの地層図を描きました。その図から、ダムサイトの地質はダムサイトとしてはきわめて危険性が大きいことが分かりました。松本氏はこの件で建設省を追及する予定です。

2、第十堰関係（建設省の動きは前記）

2-1、東京集会について

緊急作戦会議では、第十堰問題を四国内だけにとどめず、全国化するために、東京で第十堰問題に絞って、建設省も呼ぶかたちで集会をもつのがよい、という意見が多く出されました。

会議後、この計画を進める中で、6月2日に「公共事業チェックを実現する会」主催の「第十堰問題ヒアリング」が開かれました。この場で、吉野川シンポジウムのメンバーが建設省に対してその問題点を追及しました。

この後、東京方面在住で第十堰問題に関心を持つ方々を中心に、「吉野川東京の会」（準備会）が発足しています。この会の正式な発足会合が10月17日に予定されています。

10月17日の発足会では、川辺川東京の会と合同で「川は誰が守るのか」というテーマのシンポジウムも行われる予定です。

2-2、住民投票実現に向けて

吉野川第十堰建設事業審議委員会が世論を全く無視した形で「事業推進」の答申をだしたことに対し、地元では、①審議委員会答申が民意を反映していないこと、②事業の必要性に関する建設省の根拠が崩れていることを大きくアピールしていくとともに、第十堰建設の賛否を問う徳島市での住民投票の実現に向けた取り組みが精力的におこなわれています。

また、環境アセスメント法を前倒しした形で

の環境影響調査実施について地元では、「河口堰建設反対の世論が過半数であることを意識した建設省が、時間稼ぎを企てている」と警戒感を強めています。

3、細川内ダム関係

①知事が審議委員会メンバーとして那賀川流域市町（推進派の阿南市ほか）にこだわっている以上は木頭村としてはこれに応じる考えのないことが村議会で確認されていること、②木頭村のダムなし振興策として設立された「株式会社きとうむら」を応援することを目的とした「よいしょきとうむら」が発足したこと、③長安口ダムの堆砂は1200万立方メートル。100万立方メートルとのに10年かかる見込みであること、等が緊急作戦会議で報告されました。

4、苦田ダム関係

5月16日（土）13:30～16:30、津山市総合福祉会館で、第3回目の「苦田ダムと吉井川の治水を考えるシンポジウム」が「ダムと水を考えるシンポジウム実行委員会」の主催で行われました。

パネラーは運動体側から2名の専門家（水資源事務局の嶋津暉之氏がパネラーになりました）、建設省から2名の担当責任者です。

今回も前回と同様、苦田ダムの必要性の根拠が焦点となりました。この問題は回を重ねるに従い、建設省の計画が杜撰なものであることが明らかになっていきます。

今回は代替案にも触れましたが、その論議も結局は、過大な基本高水流量をより科学的で合理的な手法で算出し直せば計画高水流量以下になるので、計画通りの河川改修を推進することこそがもっとも現実的かつ有効な代替案、ということになりました。

地元ではこのシンポジウムの継続に向けて力を注いでいますが、中国地建がいやがって応じないとのこと。打開策を検討中です。

緊急作戦会議では、今年度予算が121億円であること、仮排水路工事が始まっていること、シンポジウムを継続すること、等が報告されま

した。

5、足羽川ダム関係

「足羽川ダム計画はもはやなくなった」ことを美山町として内外に明らかにする一つの方策として、町がこれまでダム関連3団体に交付していた補助金を廃止したこと、昨年11月に近畿地建にシンポジウム開催を反対運動団体が申し入れているが現段階でも実現していないこと、等が緊急作戦会議で報告されました。

6、徳山ダム関係

岐阜県知事が最大の推進役であること、県は売れる当てのない工業用水道の肩代わりのため、徳山ダムに年間6億円を一般会計から支出していること、等が緊急作戦会議で報告されました。

6-1 強制収用にに向けた動き

水資源開発公団が、ダム予定地内にある共有林の強制収用にに向けた手続きとして、建設省に「事業認定」を申請しました。地元では、「岐阜県知事梶原に尻をたたかれてのこと」ともとらえ、水資源開発公団、建設省、岐阜県に「強制収用に道を開くことは一切行わないこと」を主旨とした申し入れと抗議をしています。

6-2 共有地を設定

共有林の強制収用に對抗する手段として、共有林の地権者からの協力を得て、「徳山ダム建設中止を求める会」が共有地を設定しました。あの徳山ダム予定地に反対運動側の共有地が設定できた、というのは夢のようです。

この共有地設定も全国の皆さんに呼びかけがなされました。詳細は現地からの報告を参照ください。

6-3 近藤正尚氏、9月5日に急逝されました

「徳山ダム建設中止を求める会」の中心的メンバーの一人である近藤正尚氏が9月5日早朝に急逝されました。

近藤氏は徳山ダム問題をはじめとした岐阜県内の諸問題の根元を絶つため、前回の岐阜県知事選で現職知事である梶原氏に挑みました。

選挙の結果、8万を超える票を獲得しまし

た。知事選に勝てなかったものの、徳山ダム問題を岐阜県全体に広げる成果が得られました。運動の前進のために、知事選もある、ということをお私たちに知らせてくれたわけです。

近藤氏は平家物語を琵琶にあわせて語る（謡う）平曲伝承の唯一の方でもありました。

謹んで御冥福をお祈りいたします。

7、長良川関係

長良川河口堰建設工事差し止め訴訟の控訴審は結審になってしばらく経っていますが、判決はまだ出ていません。

長良川河口堰に新規工業用水水利権を確保している愛知県や三重県が、公営企業（工業用水道事業者）がその費用を支払うのが本来である

のに、工業用水道の売れ先の見込みがないことを理由に、一般会計で肩代わりして出費していることに対し、地方財政法第6条（公営企業の経営）違反である、として住民監査請求を愛知県に提出しました。三重県に対する監査請求については現在原告団を募っています。

愛知県監査委員会は9月8日に監査請求を棄却しました。運動団体側は直ちに公金支出の差し止めを求める住民訴訟を起こす予定です。

「過大な水需要予測によって、売れる目処の立たない工業用水道の水源開発を進め、その赤字を一般会計から支出して赤字の責任を納税者に押し付ける、こんなことがまかり通るのを許しては無駄な公共事業はなくなる」というのがこの住民監査請求の狙いです。

友好団体等からの協力依頼

1、A T T流域研究所創立6周年記念 映画と講演で問う「21世紀の河川思想」

11月28日（土）13:30～16:40

中野もみじ山文化センター視聴覚ホール

（JR中央線中野駅南口下車徒歩5分）

参加費：1500円＜先着100名＞（小・中・高校生は1000円）

1部：ビデオ上映「長江悠々」

三峽ダム建設問題のドキュメント作品

2部：講演「三峽ダムと日本」－21世紀の河川思想を問う－

講師：鷺見一夫（新潟大学法学部教授）

連絡先：042-381-7770 A T T研究所

水源連は協賛団体になります。

2、揚水発電問題全国ネットワーク 第2回全国集会」

10月31日（土）午後～11月1日（日）午後

内容：湯沢町・奥清津揚水発電所見学

湯之谷村・国民年金保養センター「こしじ」にて、総会・交流会・宿泊

湯之谷揚水発電ダム計画現地視察

小出町・揚水発電問題シンポジウム

連絡先：025-266-9623（昼）、0256-88-2290（夜）

三橋まさ子、もしくは、025-228-2127高見 優
水源連は共催団体になります。

3、星野村（福岡県八女郡）の 真名子ダム建設反対星野村協議会から、 共有地運動への協力依頼

真名子ダム建設構想が完全になくなるまで村を挙げての反対運動をより強化することを目的に、星野村はこのたび共有地を設定することになりました。村内だけではなく、全国の皆さんに共有者になっていただきたい、という協力要請です。

同会から寄せられた、手続き説明を含めた要請書を添付してあります。みな様のご協力、よ

川辺川ダムに関連

イベント

昨年と同様に今年のゴールデンウィークの5月2日-3日、人吉でカーヌミーティングが行われました。地元での著名人として、「うんばば中尾」さんをゲストに雨交じりの天候の中、前夜祭から大いに盛り上がりました。翌日カーヌを中心に人吉城址の横の球磨川縁でデモとシュプレヒコール、その模様は即日熊本県内のテレビにオンエアされ、翌朝刊にもかなりの紙面をもって取り上げられました。

8月22-23両日は第二回清流・川辺川現地調査が開かれ、400名近い方に参加していただきました。これはほぼ昨年の1.5倍にあたり、県外からの参加者も多いことから、運動が周辺あるいは遠方にまで影響を及ぼしていることが実感できました。

23日には「とくのアセス」をテーマに、人吉市のJAくま人吉藍田支所でシンポジウムが催され、訴訟を絡めた利水事業の不条理と、治水への不信感、水質、漁業に及ぼす影響、ダムサイトの地質の危険性など、問題点を列挙。「川辺川ダムは建設理由を失った無駄な巨大公共事業の典型」などとするアピールを採択しました。



カーヌデモで氣勢を上げる

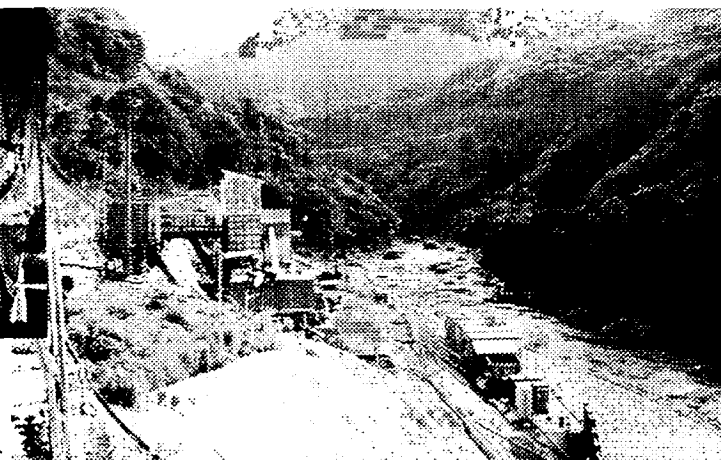
異議申立

今年6月9日、建設省は川辺川ダムの計画変更を告示しました。その内容は時代の変化に伴って、ダム建設計画全般についての見直しが必要なのにもかかわらず、「あくまでもダム建設を推進する」という立場での計画変更でした。これに対して私たちは、行政不服審査法に定める、異議申立の署名を集める事を決定。その方法として、主に地元流域での個別訪問、全国に散らばる会員・関係者への郵送、INTERNET上のホームページ掲載など、かなり広角的な展開を行いました。その際は水源連関連の団体方々にも大変なご協力をいただきました。おかげさまで以下のような結果が得られました。



前夜祭から白熱する

仮排水路工事の進むダムサイト



人吉（手渡す会集計）	流域	1101名	流域外	818名	小計	1919名
熊本（県民の会集計）	流域	24名	流域外	551名	小計	574名
東京（東京の会集計）	流域	0名	流域外	525名	小計	525名
八代（市民の会集計）	流域	131名	流域外	21名	小計	152名
福岡（福岡の会集計）	流域	0名	流域外	59名	小計	59名
					合計	3229名

人吉分には、五木村より水没地3名、非水没地より38名、合計41名分の異議申し立てが含まれています。これは8月8日提出分の数字で、さらに追加署名を募っており、現在では合計で4000人以上の署名が集まっています。今後は同時進行として、口頭陳述を申し入れていく予定になっており、その結果として数ヶ月後には結論が出る予定になっています。そこでは、異議申立自体が棄却される可能性も大きく、その後はその棄却取り消しを求めて、行政訴訟に進む道も考えています。

今回の異議申立の効果として、まず建設省の調査作業が莫大に増えたことがあげられます。法律上、異議申立の真義を個々に確かめなければならず、その署名だけでも4000人以上ということは、かなりの負担を建設省に与えたと思われます。さらに水没地である五木村を戸別訪問することにより、運動体と村民との交流が生まれたこと、人吉、福岡、東京と日程をずらして波状的に申立書を提出したことにより、マスコミ及び一般の人にも、川辺川問題を効果的にアピールできたことがあげられます。

なお引き続き、異議申立、口頭陳述の申し入れの募集を行っております。ご協力いただける方は以下の連絡先までご連絡をお願いいたします。
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会
【事務局】〒106-0045 東京都港区麻布十番1-3-11 今井ビル301号
Tel.03-3589-2508 Fax.03-3589-6189
mailto:kawabegawa@aol.com
INTERNET上からでもダウンロードできます。
<http://www.aminet.or.jp/~kawamoto/kawabe/>

全国紙に社説

最近、新聞紙上で、よく「川辺川ダム」という言葉に出くわします。これは反対の大きい巨大公共事業として新聞社にも認識されはじめている証拠だと思っています。

今年8月9日には朝日新聞に、「ダム建設―「五木の里」を沈める愚」というタイトルで、8月27日には日本経済新聞に「目的を失った川辺川ダム」として、記事が発表されました。それも両紙とも社説としてです。

さらに8月19日の朝日新聞東京版の夕刊、翌20日には夕刊のない地域の朝刊に、かなりのスペースが割かれ写真と地図入りで掲載されました。これは、東京の会で活躍しているライター、高橋ユリカの紹介記事と川辺川ダム問題とが一緒に載ったもので、この記事の発表により、数名から事務局宛に連絡をいただき、今更ながらマスコミの影響力の強さに、感心させられました。今後もし引き続きマスコミなど、報道関係への働きかけを強めていく予定です。

今後の予定

●川辺川利水訴訟 第8回口頭弁論

日時： 10月8日(木曜日)午後1時から

場所： 熊本地方裁判所101号法廷

●川を守るのは誰か

日時： 10月17日(土曜日)午後1時から

場所： 代々木・国立オリンピック
青少年センター・センター棟401号室

「実施するのが妥当」吉野川第十堰審議委員会が「答申」

吉野川河口堰計画は、7月13日第14回審議委員会によって「実施するのが妥当」とする意見に集約された。この事実はただちに全国紙、テレビ各局によって報道された。無駄な公共事業の代表とされる、第十堰問題がこれほどすばやく広く報道されたのは初めてのことである。新たな愚行が徳島県吉野川で行われようとしていることが全国民の目にさらされたのである。「審議委員会は建設の手續きだ」（県河川課）とする姿勢を崩すことはできなかったが、「おかしいことはおかしい」と言い続け、「吉野川河口堰問題を全国に知らせる」ことには大きな成果をあげた。一方地元の民意はどうか。この5年間のあらゆる世論調査はすべて反対多数だ。最近になるほど反対が多く、現地に近いほど反対が多い。左岸の藍住町では66%が反対、右岸の徳島市佐野塚地区では全戸が反対である。住民無視の河川行政への憤りは大きく、7月の朝日新聞の県民世論調査では、住民投票すべきがなんと70%に及んでいる。そのあげくが参議院選挙での推進派現職の大差の落選だ。民意が反対にあることは明らかである。それを「形あるもの」にする住民投票運動の準備がいよいよ始まった。7月17日、瓦元建設大臣は住民代表と会見し「住民の反対多数は承知した、反対の声を無視して進めたりしない。軟着陸させたい。」と述べた。建設省は吉野川

河口堰の中止をもって新河川法による新たな河川行政への第一歩を踏み出すべきである。

影も形も無い不思議な答申 吉野川第十堰審議委員会の結論

7月18日の山中四国地建局長が、瓦建設相を訪ね審議委員会がまとめた意見書を手渡し説明した。とあるがこの意見書は、マスコミに発表去れることもなく、いわんや市民団体も見ることがない。私たちはあちこちに入手を試みたが、地建に聞いても「まだ出来ていない」ということである。答申が出たのが7月17日、今日は8月20日、1カ月が過ぎても文書化されていない、ということはどういうことなのか、よく理解できない。

1000億円の税金を使う事業に大きな影響力を与える審議委員会の答申がこのような形で処理されることはあり得ないことであり、すでに解散した審議委員会が新たに作成することもあり得ない。影も形も無い不思議な「答申」である。

98.8.20 吉野川シンポジウム会員 森口玄七
（この原稿を森口さんから戴いたあと、ようやく建設省は「答申」を公開しました。事務局報告参照、事務局）

木頭村ダム対策委員長「より慎重に」と発言

98年8月9日朝日新聞3面に「土砂放流実験全国で」という建設省のダム堆砂対策についての発表が報道された。細河内ダム計画に批判を加える人々の中心的疑問は、常に「ダムは水ばかり貯めるのではなく、砂を含むあらゆる物質がそこに止まり、その機能が停止する」ということであった。那賀川の既設三基のダムは、砂とヘドロの堆積により、その存在の意味が失われようとしている。

この記事を読んだ木頭村長は「そんなこと（下流に流す）が可能と思っているのだろうか

か」と言い「とりあえず、新設計画を中止すべきだ」と断言していた。

8月19日徳島県郷土文化会館で「審議委員会とは何だったか」というタイトルで委員の一人であった浅居孝教氏の話聞いた。約200人の人の中には木頭村のダム対策委員長の高石康夫氏も出席し、浅井氏の「徳島弁護士会から出されたすばらしい提案は、委員長は受け取ったのに、他の委員には配布去れなかった。私は苦勞して他から入手して読ませてもらった。どうやら、市民からの提案・意見等も、委員長宛

に出しても、全て事務局にいきなり渡されて、事務局の裁量で行われていたようだ。」という話に「我々としては吉野川審議委員会をつぶさ

に研究してきたが、これでは慎重にならざるを得ない。」と言っていた。

細河内ダム反対連絡協議会 森口源七

苦田ダム関係の経過

(1) 去る5月16日、ダムと水を考えるシンポジウム実行委員会実行委員会の主催で、津山市総合福祉会館で、第3回目の苦田ダムと吉井川の治水を考えるシンポジウムを開催しました。

パネラーは運動体側から、水源連の嶋津暉之氏、国土研の霜田勉氏、建設省側は五十嵐苦田ダム工事事務所長、池田中国地建河川計画課長です。

論議は、次の三点について行われました。

- ① 吉井川の治水計画
- ② 苦田ダム以外の代替案の可能性
- ③ 河川法改正のポイント

焦点になったのは、吉井川治水計画の基本である基準点における基本高水流量（ダムがない場合の150年に1回の洪水流量）毎秒11,000トンが妥当か否かの問題です。前回のシンポジウムに続き、嶋津氏を中心に、地建の資料に基づき、基本高水水量が過大であり、過去の吉井川洪水の実績流量から策定すれば、大きく下回り、計画高水水量（ダムがある場合の150年に1回の洪水流量）毎秒7,500トンおも下回っており、苦田ダムを含む上流ダム群によらなくても、予定の河川改修が行われれば、150年に1回の洪水にも耐えられると説得力のある主張が展開された。しかし、この問題では、さらに、基本高水流量、計画高水流量の計算に用いた流出モデルの諸係数や計算過程を詳しく示す計算報告書その他の関連資料の提出を求めて究明する必要があります。

苦田ダム以外の代替案の可能性については、霜田氏から説明がなされましたが、地建側は、この問題では、余り深く検討していないのではないかと印象を受けました。

河川法改正については、少なくとも河川整備計画について、住民の意見を反映するための措置を必ず取らせることと、そのため、流域住民の組織作りが必要ではないかと考えます。

今回のシンポジウムの開催のため、目下地建と交渉をしておりますが、きわめて消極的です。もっと出先機関が我々との対話に積極的になるよう、中央での何らかの行動が必要なのではないでしょうか。

今回のシンポジウムには、徳山ダム、川辺川、足羽川、細河内の各ダム関係者、長良川河口堰、吉野川第十堰等の関係者のご参加を得ることができました。シンポ終了後、水源連の遠藤さんを中心に今後の水源連としての方針や運動について論議されましたが、そのことについては水源連でまとめて報告されることと思います。

御遠方から、それぞれのかかわる問題でご多忙の中、ご参加戴いたことに対し心から御礼を申し上げます。

(2) 5月24日「吉井川的环境を考える集い」が吉野川ウオッチング実行委員会の呼びかけで開催され、吉井川流域の産廃問題に取り組んでいる団体や吉井川を放射能から守る会、ストップ・ザ・苦田ダムの会などの関係者が集まり、それぞれの取り組む問題についての報告があり、今後、吉井川の自然と環境を守る課題について協力して行くことが話し合われました。

(3) 98年3月の苦田ダム基本計画の変更の告示を受け、行政不服審査法に基づく「異議申し立て」をすることを考えましたが、同法4条第1項第3号の規定と昭和55年の熊本地裁の判決から断念いたしました。しかし、これで良かったのかどうか、問題を残したような気がしております。この件につき、ご見解なりご教示を戴ければありがたいと思います。

(4) 苦田ダム建設のための、吉井川の本流を迂回させる仮排水路工事の起工式が、7月28日にダム建設予定地で行われました。仮排水路は延長380M、高さ7Mのトンネルで来年3月完成予定、工費は6億8,200万円です。本工事の完成する3月には、ダム本体工事も発

注すると言っています。仮排水路工事についても、これに対し効果的対応のできないことが残念です。

(5) 96年6月の苦田ダム建設事業審議委員会の答申で、これまで、建設省が否定し続けてきた発電が取り入れられましたが、7月29日に、電源開発調整審議会が、これを承認しまし

た。場所は、奥津町河内で、名称は奥津第2発電所、水路式水力発電で最大出力は15,200KW、使用水量毎秒13.5トン、年間可能発電電力は毎時7,100KW、2002年運用開始、総工費176億円と発表されています。

ストップ・ザ・苦田ダムの会 矢山有作

徳山ダム水没地強制収用に反撃を

ダム水没予定地は、全域を事業者が取得しなければ「本格着工」はできません。徳山村が廃村になって十余年。全住民が移転を受け入れたあとでも、徳山ダム水没予定地には3%ほど公団が取得していない土地が残っています。もともと部落の共有林野（入会地）で、全権利者が契約しないと公団のものにならない土地です。昨年2月の徳山ダム審議会の「早期完成答申」以来の公団の攻勢にもかかわらず、6月時点で7人の方が残っていました。このうち数人は公団との交渉も拒否している方です。

6月10日、予想されたことではありましたが、事業者（水資公団、電発）が、強制収用にに向けて、建設省に「事業認定（公共事業であるという確認＝収用委員会にかけするための準備）申請」を行いました。「要らない公共事業」に強権発動の始まりです。

(1) 「確認書」「差入書」

1971年12月27日付で「徳山村長ならびに徳山ダム対策委員長と建設省中部地方建設局徳山ダム調査事務所長は、岐阜県知事立会いのもとに、昭和46年10月16日徳山村民大会における下記説明事項について相互に確認する」という3者押印の「徳山ダム実施計画調査申入書に関する確認書」と、「確認書は、建設省の要望により条項の削除、字句の修正、表現の変化によって徳山村住民の真意が大きく阻害され（中略）、住民はかなりの不満と不安を残している。（中略）特に住民の不安とする事項を列記して確認書の交換にあたり、確認書に添付して差入するものである」という「差入書」が存在します。

確認書第8項には「みだりに強制収用は行わないものとする」とあり、差入書第2項には「いかなる段階においても、住民の犠牲となるような強制収用を行わないこと」とあります。1973年、事業は建設省から水資源公団に仮移管（76年正式移管）されました。

今回の「事業認定申請」とは、「いかなる段階でも強制収用を行わない」道義的責任のある建設省が、事業とともに確認書・差入書をも引き継いだ水資源公団から出された「申請」を受けて認定をしようというのです。そして「立会人・岐阜県知事」は、事あるごとに「強制収用やむなし」発言を繰り返しています。最初はできるだけ地元民に耳に聞こえのよい約束をする、既成事実が積み上がってきたら地元をバラバラに切り崩す。切り崩してしまえば約束なんて無かったも同然。「公共事業」がどこでもやってきた手口です。

岐阜県庁の水資源課で、朱の色も鮮やかな大きな公印の押された文書（文書の日付と中身を特定するまで岐阜県も公団も「どんな文書の話をしているのか分からない」といった対応でした）を目にして、この30年近い年月の意味を改めて考えました。「それぞれの当事者だけの問題」とされたとたんに、力あるものの勝手気まま、やりたい放題がまかり通ってしまいます。向こうが「人民は分断して支配せよ」というなら、こちらは「押し掛けてでも連帯を」というしかないのではないかと。徳山の方々にとっては「今さら何だ、遅すぎる」（それはその通りなのですが）ものでしかなくても。

(2) 水没予定地の権利取得と共有化

事業認定申請に対して、公団、中部地建等への抗議・要請活動を行うとともに、2週間の公示期間中に「意見書」を150通ほど出しました。そうした活動を旧徳山の方々に報告しつつ、水没地又は付帯工事の土地を入手できないか、と打診していたところ、7月8日に「水没予定地の権利をあげるよ」と言って下さる方が現れました。事業認定処分後の登記だと、土地所有者としての権利行使に問題がある可能性があり、緊急の作業になりましたが、8月いっぱいでは百数十名の登記ができそうです。

ダム審議委が始まってから立ち上げた、「今さら」ながらの私たちの運動です。旧徳山村の人からすれば、ようやく生活再建のめどが立ち、故郷喪失の痛みを何とか納めた頃です。「何を今さら」の反発は覚悟していました。色々な形で接触を試みてきましたが、正直言って、まだまだ十分な人間関係を築いてきたとは言えません。「水没地の権利をあげるよ」と電話を頂いたときは、大変驚いてしばらくは信じられませんでした。同時に、私たちなりの努力が少しでも分かって頂けたということに喜びを感じています。

旧徳山の方は「ダム反対」とはなかなかおっしゃいません。「ダムを受け入れて移転したのだから」と言われます。そこに徳山の人々の苦渋を感じます。現在私たちが接触できる旧徳山の方々には、当時「推進派」と言われた人も多くいらっしゃいます。そういう人たちは「公団に裏切られた」と言います。その一方、徳山村を編入合併した藤橋村の（ダムマネーを巡る「藤橋村騒動」の）大いに問題のある現村長の懐（財布？）刀である徳山村出身の土建業・S村議は、かつて徳山村で「ダム反対派」（当時「ダム反対派」とは「村人の足を引っ張る悪い奴」と同義であった）に推された若手村議でした。徳山村出身者で現在藤橋村に住民登録している人の数はそう多くありませんが、その大半はS村議と繋がり濃く、この三月の村長選挙では現村長に投票したと考えられます。かつて徳山村で、村八分に近い目にあいながらダム建設への流れに抗した人々が、今「強制収用に手を貸して公団の協力を得る」と公言してはばからない村長に票を投じたのです。このことを、

私たちが安易に非難したり嗤ったりはできません。

長い間、川の上流と下流は分断され、「近代」においては常に、上流は下流によって犠牲を強いられてきました。その下流とは都市であり「北」（南北問題の）でした。分断のダムや堰を取り払って（文字通りであれば更に結構）、上流と下流を繋ぐものは何か？何十年もの時の壁を超えて、本来手をつなげる人と出会うためには何が必要なのか？その回答を見つけていく作業が、私たちが願っている「ダム問題の解決」なのだと思います。

さて、頂いた土地の権利は小さなものです。大きさからは座布団地主というところでしょうか。この小さな権利をどう大きく使うかが、これからの課題です。

事業者は、遠からず（来年早々？）収用委員会にかけられるでしょう。「土地所有者」となったことで収用委員会で意見を述べる権利ができました。けれど梶原拓知事の選ぶ収用委員の出す結論は見えています。収用裁決には裁決不服の裁判を行います。しかし今の裁判所に公正な判決を漫然と期待することができません。運動を広め、深め、世論（一時的なものでない）を作り、政治の方向を変えて行かなくてはなりません。皆さんのお力添えを心からお願い申し上げます。

追記

一昨年5月に建設省・公団が発表した「2年間、8000万円かけて徳山ダム集水域の大型猛禽類の調査を行う」としたものの断片的な調査結果が漏れ聞こえてきた。「イヌワシは4つがい棲息。繁殖確認できず。クマタカ14つがい棲息、およそ半数が繁殖。」私たちに対するときは黄門の印籠のように使う「ご助言頂いている専門家」にもまだ正式の報告はなく、結果を発表するかどうかは決まっていなかったのだそう。

徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

相模大堰の経過

昨年度の総会で現地を多くの皆さんにみていただいた相模大堰は、残念ながらこの6月15日試験湛水開始、7月15日に通水式が行われ、7月23日から運用が開始されました。

私たちは過去35回もの円卓会議（神奈川県・神奈川県広域水道企業団・相模川キャンプインシンポジウム・相模大堰建設差止め訴訟原告団の4者で開催）や住民訴訟等を通じてこの相模大堰が神奈川県内の水需要から見て全く不要なものであり、多くの貴重な動植物に大きなダメージを与え、併設橋問題などで住民の生活に影響を与えるものであることを明らかにしてきました。

9月6日の円卓会議でも、この7月23日からの取水を強行してきた水道企業団に対し、県央部の給水不安定の解消などを口実とした、運用開始が何等根拠の無いものであることを嶋津暉之氏らの協力で明確に論破してきました。その結果、今回の取水開始は、豊水暫定取水権という最も不安定な水源措置であり、なおかつ下流にある寒川取水堰の一部を遊休化してまで実施されるという全く県民の利益に反するものであることも明らかになりました。まさに工事のための工事、「取水」という既成事実を積み上げるためだけに、この間の試験湛水から、たった1.49トンの取水開始へと進んで来たものでした。

また生態系、環境アセスメントという点でも、県のレッドデータ植物である「タコノアシ」に関しては自らがアセス評価書で記載した内容をも無視して、湛水域内のタコノアシの移植を強行したのでした。

私たち相模川キャンプインシンポジウムは、6月15日の試験湛水開始に対して、当日未明より堰から100M余り上流の湛水域の中洲での座り込みやカヌーでのゲート下抗議行動を行ない、抗議の姿勢を明らかにしました。これに対し、水道企業団は、強引にゲートを下げ続け、多くいたマスコミが帰った午後6時30分ごろ、「夕暮れ時の危険なゲート操作は行わない」との私たちの申し入れを無視して、2名の仲間がいる中洲を水没させ張ってあったテント

を水没破壊するという暴挙をおこないました。私たちの、全く合法的な抗議行動に対して、このような人命を無視した危険なゲート操作が行われたことは許し難いことです。（新聞記事参照）現在に至って水道企業団は、こうした一連の行為の反省はおろか、水圧で破壊したテントの弁償すら行おうとしていません。

私たちは下記のシンポジウムなどを通じ、今回の企業団の暴挙に抗議を続けるとともに、7月23日から始まった一部運用開始が、全く県民を無視・愚ろうしたものであるかをアピールする場のスタートとし、無駄で無用な相模大堰運用をやめさせ、ゲートを開放して、貴重な生態系の破壊を最低限のものとしていく活動を行なっていく予定です。

裁判も早ければ年度内結審との観測も有りますが、この間の嶋津暉之氏の証人尋問に続き、元神奈川県水資源対策室長を、証人として、県の相模大堰計画段階での違法性を明らかにしていくこと等で裁判闘争を進めていく予定です。

キャンプインシンポ98＝相模大堰なんて いらない＝「相模川でも遊ば！」

日時 9月26日（土）午後4時半～

27日（日）午後1時

場所 厚木市 相模川川原

（三川合流点 小田急本厚木下車徒歩20分）

参加費 1500円（中高生500円）

内容 26日

- 1 「川風ライブ イン 相模」
- 2 報告 相模川の現状等（自然・相模大堰）
- 3 焚き火トーク

本田亮さん（サラリーマン転覆隊隊長）と
隊員の皆さん

辰野勇さん（モンベル社長、カヌーイスト）

藤門弘さん（アリスファーム代表）

- 4 モンベル社提供アウトドアグッズ大ビンゴ大会
＊宿泊はキャンプです。水・トイレの用意はいたします。その他は各自でご用意下さい。
- 27日 午前10時スタートで「相模川カヌー大行進」、タコノアシ観察会ほか

松倉ダム反対運動の現況

現況は松倉ダム問題の二つの目的のうち利水計画が破たんをしてしまい多目的ダム案は白紙に戻ったと考えます。道も市もこれを認めざるを得ません。治水案は7案どれをとっても「付け焼き刃案」としか考えられません。例えば考える会の質問に対して、道函館土木現業所は「分水路の構造はこれから考える」とか「7案で本流と各支川との合流点の計画高水量は現在試算中」など、やはり「ダムありき」「公共事業優先」の理念がありあります。この姿勢は意見交換会でも各委員から不信をかっていました。つまり7案とも白紙に戻して再度、治水機構を構築するべきです。

「時のアセス」の再評価作業ですが、道の建設部河川課が再評価の元資料を作成して副知事をヘッドとする検討チームへ上申して政策決定をします。ところが、各界から指摘されているとおり「まな板の鯉が自分で包丁を持って自らを料理する」方式なので建設部の上申資料が問題で、建設省のダム審と同じシステムですが政策決定は検討チームに委ねられてメンバーの考えも重要です。

気は許せませんが、函館市の態度の軟化（人口動態の再構築と負荷率の見直し）や行政内部でも疑問の声が上がっているなど分析して「ダム案を押し」ことは乱心の政策決定となるわけですから「中止」が妥当でしょう。松倉ダム問題は「時のアセスモデル事業」と位置づけてい

るだけに地権者合意だとか地元市民が賛成反対に割れているなど無く単純な図式の計画だと考えられ整理は簡単なのです。松倉川を考える会では、中尾代表の意見にもある通り、第一ハードル「ダムは本当に必要か（実効性）」、第二ハードル「ダム案が妥当とするなら自然環境への影響は費用対効果があるのか（漁業と環境価値）」、第三ハードル「費用は計画通りに済むのか（市民負担）」…。と段階的に監視する手法をとって行政と対話？してきました。この手法は、各地の公共事業反対運動の教訓「力と力だけでは負ける」「条件闘争に持ち込まない」からきたものです。全国各地の問題は地域性があり一概にあてはまりませんが「勝負を表面化させないチームワーク」が運動には必要だと考えています、とはいえ、必勝の戦いを幾重にも仕掛けて行くこと。優秀（理解してくれる）な行政マンを育てること。卑屈にならず楽しみながら。が会の原動力です。私たちの本当の仕事は時のアセスが決定されてからです。新たな利水案、治水案の策定に加わり「実効性のある安価な対策を導く」など知恵を絞らねばなりません。行政もしたたかですから「ダム推進」となる確率も0%とはいえませんので必勝の作戦を淡々と展開したいと考えております。長良川、諫早湾などの悲劇を二度とくり返してはなりません。

松倉川を考える会 鎌鹿隆美

フィリピン先住民の生活を破棄するサンロケダム計画

日本政府・銀行・企業によって作られるサンロケ・ダム（フィリピン）サンロケ・ダムは、フィリピンのルソン島北部ハンガシナン州のアグノ川で建設が行われようとしているダムです。ダム高190m、幅1130m、貯水量8億5000万トンで、発電・灌漑・治水などの

目的を持っています。

ダム問題に関心を持たれている方は、このダムがいかに大きなダムかわかっていただけだと思います。また、このような巨大なダムが自然環境や社会環境に与える影響は計り知れないものであることもわかりいただけたと思いま

す。

このダム建設・運営を、丸紅・丸紅の系列会社・関西電力らが作った合弁会社が行います。そして、事業総額約10億ドルのうち、日本輸出入銀行が約5億ドル、東京三菱などの日本の民間銀行を中心に約4億ドルを融資しようとしています。

これらのことから、私たちは、サンロケ・ダムは、日本政府・銀行・企業によって作られるダムと言っても言いすぎではないと思います。日本の内外でダム建設に反対する運動が強まってくる中で、企業や銀行は、フィリピンをはじめとした第三世界での巨大ダム建設で金儲けを狙っているのです。

■私たちの取り組み

私たちの会は、サンロケ・ダム建設に反対している川の上流部に住む先住民・先住民組織（ゴルディリユラ人民同盟）の要請に応えるものとして、この問題の取り組みを始めました。

私たちは、まず会報でこの問題を取りあげると共に、ゴルディリユラ人民同盟と関係を持ち、既に取り組みを始められている団体と連絡を取りました。さらにダム問題やQDA（政府開発援助）問題に取り組む方々にも連絡を取りました。

そして、そうした人々と共に、輸出入銀行に対する働きかけを強めてきました。それは何よ

りも、輸出入銀行の資金が公的な資金であり、かつ、融資額から言ってもダム建設に大きな位置を占めているからです。この6月以降、私たちの会でも何度か輸出入銀行に問い合わせをしました。また7～8月には、鷺見一夫教授らが、輸出入銀行と直接交渉をされました。しかし、輸出入銀行は、先住民の反対運動は、上流部であり、ダム・サイトではないとして、基本的に無視しています。また、輸出入銀行は、融資審査の基礎となっている資料や独自の調査資料について、情報公開（積極的な情報提供）を行っていません。こうした中で、今、融資決定が行われようとしています。（8月下旬に融資決定の予定）

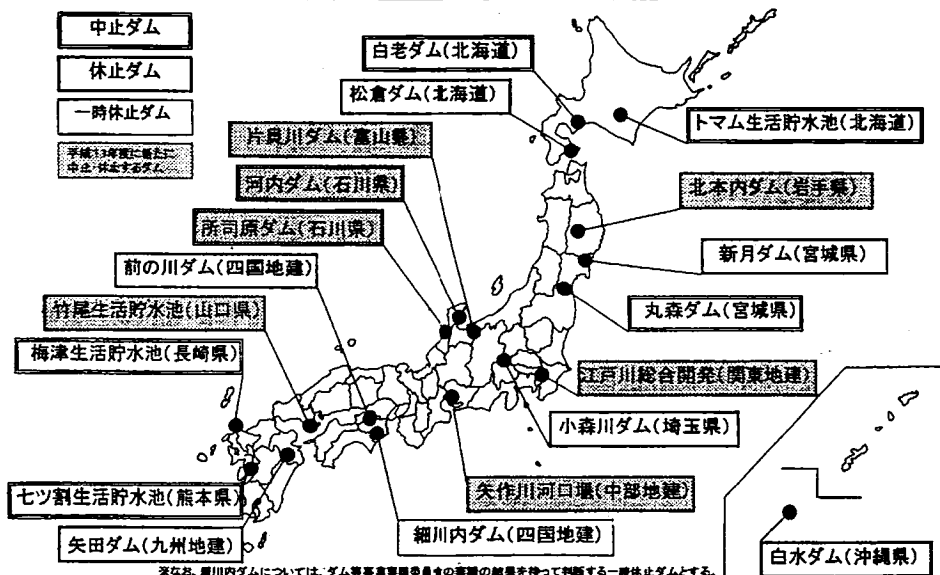
私たちは、ダム問題に専門的に取り組んでいる団体ではないので、ぜひ日本国内でダム問題に取り組まれている方々からのご助言がいただければ幸いです。

また、サンロケ・ダムに限らず、日本企業・日本政府開発援助などによる第三世界での巨大ダム建設のケースは、今後もあると思います。こうした問題に、ぜひ注目していただければと思います。

フィリピンの子供たちの未来のための運動（CFFC） 藤原敏秀

〒613-0034 京都府久世郡御山町佐山双栗3
7-1 電話 0774-43-8734 FAX 0774-44-3102

平成11年度中止・休止ダム事業位置図



第十堰審議委 最終結論

委員個人の補足意見

現堰の評価

十三日、最終合会を開いた吉野川第十堰（せき）建設事業審議委員会（委員長・添田喬徳島文理大学長、十一人は、山中敦四国地建局長に伝えた最終意見に添える各委員の補足意見をまとめた。新たに盛り込まれた主な意見は次の通り。

伊東秀子委員（四国大学 教授）現堰の魚道は早急に改善の必要がある▽岡田豊寿委員（知事）貴重な文化ものを設置してほしい▽橋を壊すこと。

徳太郎委員（県議会議長）文化財として、何らかの形で後世に残す施策を取るべきだ▽堀江長男委員（藍住町長）文化遺産として資料館などを建設し、堰の資料を残すこと。

環境への影響

伊東委員 可動堰にした場合はフラッシュ操作については、他の河川での問題点を参考にすべきであるが、その資料は提出されていない。工事区間での植生・動物などについての調査を今後も継続すると同時に十分保全対策が必要。十分な地下水対策と地元への説明が必要。第十堀ひの門の魚道の改善も必要でモニタリングを実施すること。

その他の
浅居孝教委員（前徳島新聞論説委員長）今後とも住民との話し合い、協議、調整を継続すること▽伊東委員 農地防災事業との関係

連で、特に北岸の旧吉野川流域全体を含めた環境対策が必要だとして、計画全体についての地元住民への説明、意見の聴取をさらに継続する努力をしてほしい。第十堀の問題は、その経過からみて他のダム・堰とは異なる側面を持つことに対する十分な理解を得る必要がある▽岡田委員（前県商工会議所連合会会頭）徳島市河川町佐野塚および板野郡藍住町の地下水の上昇への対策を地域住民に十分説明すべきだ。

建設省・県

疑問に答える努力を

「審議十分」県民なお賛否

十三日、第十堰建設審議委員会が、可動堰化計画を妥当とする最終意見をまとめた。山中敦四国地建局長に伝えた。これを受け建設省は早々に事業推進の結論を出すと思われる。しかし、事業化に向けては四項目の付帯条件が付けられており、事業を進めようとしている建設省、県は今後も県民、市民の疑問に答える努力を続けるべきだ。

大半の委員が「議論は尽くした」としているが、今なお県民の間で賛否がある。

（報道部・堺隆弘）

は、異様について、環境と

の調和に関する専門家の意見を十分に取り入れるよう努めてほしい▽岡田洋之委員（弁護士）可動堰の運用に当たり、アンダーフローをうまく活用すれば良好な水質、底質を確保できる。今の堰は大変な三委員。現在の環境は可動堰で多少変わるだろうが、総合的に判断すべきだ。環境のみで全体を見失ってはいけない。▽伊東委員 工事中、工事後のフォローアップのための環境モニタリングを実施すること。

▼第十堰審議委の経過▲

- 95年10月2日（第1回合会・非公開）地域住民の意見を聞くための公聴会開催を決定▽現地視察し、建設省が事業概要を説明
- 11月24日（第2回合会）建設省が現堰の問題点や改案計画などを説明▽次回からの一般公開（抽選で10人）を決定
- 96年2月7日（第3回合会）建設省が可動堰以外の六つの代替案を示し、いずれも難しいと説明▽同年夏までに公開シンポジウムや公聴会を開く方針を決定
- 7月11日（第4回合会）建設省が堰上流の堤防決壊時のはらん状況の説明
- 8月31日 建設省が第十堰付近で起こる洪水現象を再現する模型実験を実施
- 10月6日（第1回公聴会）「改案の是非」をテーマに18人が意見陳述
- 12月6日（第5回合会）建設省が五つの治水対策案について事業費などの試算を示し、可動堰化が妥当と強調▽建設省が可動堰に採用する平面式魚道の構造を説明
- 97年3月2日（専門学者の意見を聞く報告会）建設省の技術資料チェックを審議委に依頼された6人のうち、3人が報告
- 3月22日「可動堰建設は自然環境・生物に大きな影響を与えない」とする建設省の環境影響評価結果を受けた第十堰環境調査委員会（建設省が設置）が、大きな問題はないと結論
- 4月3日（専門学者の意見を聞く報告会）6人のうち残り3人が報告
- 5月9日（第6回合会）可動堰化で予想される約1・2%の間の地下水位上昇を抑える対策を建設省が説明
- 6月19日 審議委員5人が長良川河口堰を視察
- 6月21日（第2回公聴会）「改案（改修）の方法」をテーマに18人が意見陳述
- 6月28日（第3回公聴会）「自然環境や社会・生活環境との関係」をテーマに18人が意見陳述
- 8月18日（第7回合会）建設省が可動堰建設の目的から利水を外すと報告▽環境問題で、建設省が「ヘドロは積もらない」などと説明▽可動堰建設への疑問点を50項目にまとめる
- 10月20日（第8回合会）建設省が50の疑問点に回答▽市民団体の独自のせき上げ計算に関する専門学者4人の見解を建設省が報告▽建設省が、吉野川北岸下流域地区国営総合農地防災事業は吉野川の水質に大きな影響を与えないと説明
- 98年1月22日（第9回合会）50の疑問点を基に実質審議入り。「計画論」「改案の必要性」について討論
- 2月16日（第10回合会）第十堰環境調査委員会の学識委員9人と審議委員が質疑応答▽「環境への影響」について討論
- 3月20日（第11回合会）「現堰の評価」「改修の方法」「可動堰の評価」「環境への影響」について討論
- 5月8日（第12回合会）せき上げ水位計算について、建設省と吉野川シンポジウム実行委員会が討論▽次回合会で意見をまとめるかどうか、学識委員が検討することを申し合わせ
- 6月8日（第13回合会）可動堰化を容認する方向でまとめ、付帯条件について協議
- 7月13日（第14回合会）「可動堰改案事業を実施することが妥当と判断する」との最終意見をまとめ、四国地建局長に報告

県の最重要要望

- ①社会資本整備の推進
- ②地方財政の充実
- ③震災対策
- ④輸送促進地域(F/A/Z)の整備
- ⑤国際化に対応する農業・農村対策
- ⑥吉野川下流域地区及び那賀川地区国営総合農地防災事業
- ⑦広域農道農道整備事業
- ⑧生活排水等の汚水処理施設の総合的な整備
- ⑨吉野川流域下水道の整備
- ⑩太平洋新国土軸構想の推進
- ⑪高速自動車国道の建設
- ⑫地域高規格道路の整備
- ⑬道路整備
- ⑭紀淡海峡ルートの整備
- ⑮街路整備及び徳島市内鉄道高架化
- ⑯鉄道ネットワークの質の高度化及び鉄道経営の安定化
- ⑰過疎地域における第三セクター鉄道の維持確保
- ⑱重要港湾小松島港の整備
- ⑲テクノスーパーライナーの導入
- ⑳徳島空港の整備
- ㉑吉野川・那賀川直轄河川改修事業
- ㉒吉野川上流建設事業審議委員会の設置



園藤知事

第十期改築に関しては同審議委員会が七月、建設省の可動化計画に対し、付帯条件などを併記したうえで「実施することが必要」との最終意見を四国地方建設局に報告。これを受け県は環境の保全、地下水対策

園藤知事は三日朝の定例記者会見で、一九九八(平成十)年度政府予算に対する県の最重要要望八十八項目を発表した。うち最重要要望は二十三項目で、最重要要望に盛り込んだ吉野川第十期(せき)改築については、同県建設事業審議委員会が可動化促進などの最終意見を出したことから今回初めて「早期工事着手」「必要予算の確保」を求めた。また「旧吉野川流域下水道の整備」が最重要要望に、「タイオキシン等の対策」が重要要望に、それぞれ新たに入ったのが目立っている。重要要望の内訳は新規十六項目、継続七十二項目。昨年七月の九八年度政府予算に対する要望より九項目少ない。

来年度予算

第10期早期に着工を

県88項目を重要要望

など付帯条件に配慮しては「一」と記載した。昨年七月の最重要要望では、第十期改築については「現在設置されている吉野川第十期建設事業審議委員会の目的は運営がなされ、議論十分かつした上で結論を得て事業の推進を図られるよう配慮を願いたい」となっていた。

園藤知事は「(今回の要望は)事業に向けての第一歩」とした上で「(前建設大臣は)『新法によるアセスを実施、付帯条件を尊重する』としており、新アセスや付帯条件などの課題をクリアするために、必要予算を組んでもらうことが今回の要望措置」と述べた。

タイオキシン対策では▽大気や水質、土壌の環境基準などを早期に設定するとともに地方公共団体が実施する環境調査に対する助成▽母乳など人体への影響に関する全国一斉調査の早期実施などを求めている。県は四日、東京都内で本県関係国会議員に対する重要要望説明会を行うとともに、各庁に要望活動をす

旧吉野川流域下水道は旧吉野川や旧川流域の徳島(川内、志保町)、鴨門両市、板野、松茂、藍住、北島各町の三市四町に広域的な下水道網を整備するもの。九一年度以降が着手した事業で、同年度から基本計画調査を実施、事業内容や整備期間などの基本計画をまとめている。全体の推定事業費は約二千億円。知事は「三市四町の事業に向けた協議が整った。早期完成のため着工予算を組み入れてもらいたい」と話した。

は「県としては、これ以上要請する余地がないほど最大限の譲歩をしてきた。私どもの方から村長の言い分を聞いてほしい」と話した。当面は村長からの正式な回答を待つしかないとの認識を示した。

知事 細川内ダム審議委設置へ

委員構成議歩せぬ

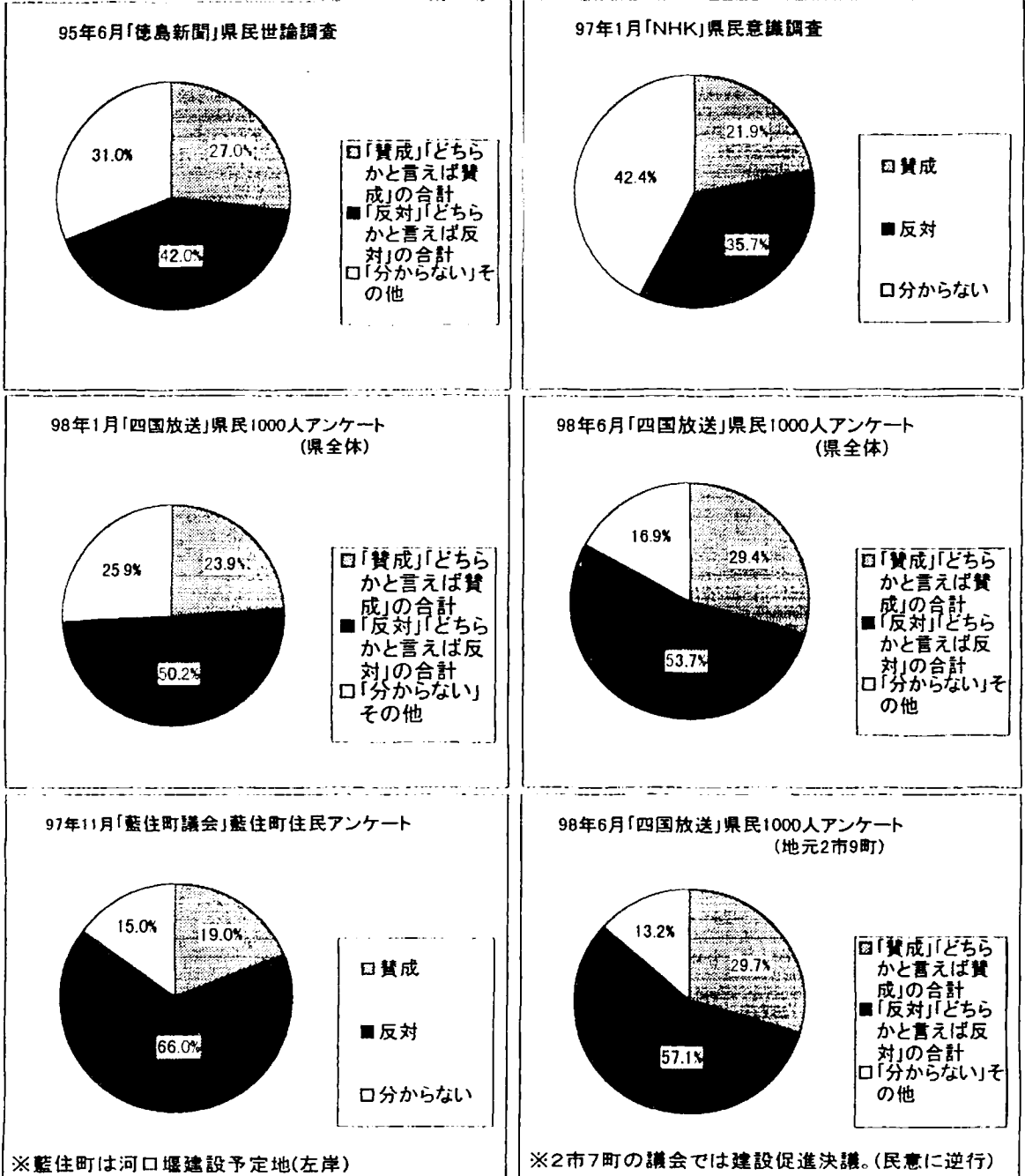
園藤知事は三日朝の定例記者会見で、細川内ダム事業審議委員会の設置に向け、藤田忠・那賀郡水戸村長と基本的な合意からほぼ一年になるにもかかわらず進展がない現状について「大変残念に思っている」と述べた。委員の構成など村長との合意で基本的な合意。しかし、委員構成で知事が那賀川の下流、中・上流から各二人の行政委員を加えたいとしていることに、村長は「行政委員は少ない方がよい」と難色を示しており、具体化していない。

現状の打開に向けて知事

吉野川河口堰計画についての世論調査結果

テーマ1 第十堰改築(可動堰建設)の賛否を問う

結果 ①ことごとく反対多数 ②年々反対が増えている ③地元ほど反対が多い



テーマ2 住民投票をすべきか(98年7月 朝日新聞 県民世論調査)

すべき…70% 必要なし…16% その他…14%

徳島新聞

夕刊

徳島市中徳島町2丁目5番地2
徳島新聞社
電話(0886)55-7373
© 徳島新聞社 1998

時事柳壇



自民城外堀埋まる夏の陣
台風も総理も次が気にかかり
たらい舟乗り手を探す自民丸
如何せん遺憾千万選管ミス

徳島 長谷部山二
徳島 五島 恵子
鴨島 多田 良之
徳島 松本 啓代

第十堰改築

建設省 手続きで方針

アセス法を先行適用

吉野川第十堰(せき)の可動堰化計画を検討していた「第十堰建設事業審議委員会」(委員長・浜田秀徳島文理大学長、十一人)から「事業を実施することが妥当」との最終意見を受けた建設省は十四日、同計画について、来年六月に本格施行される環境影響評価(アセスメント)法の手続きを先行適用してアセスを実施する方針を固めた。

「計画を示し意見聞く」

建設省は、閣議決定に基 護国休や住民の理解は得られず、現行のアセスでは、住民参加の機会が限られてい るなど、さまざまなため、 アセス法の手続きが適用 される。第十堰可動堰化 計画に反対している自然保

省がまずアセス計画を作っ て住民から意見を聞き、ど ういった方法でアセスを実 施するかを定める。貴重種 の保護だけでなく生態系全 体の環境影響なども予測 しなければならぬ。 特に影響を受ける生態系 の範囲を堰とその上流の淡 水域だけに限定するの、シキ・チドリ等の飛来地と して知られる吉野川河口地域 まで含め下流域全体とする のかも焦点となる。建設省 は「アセス計画を示して意 見を聞いた段階で判断す る」としている。 アセス法に基づく手続き は、要知万端予定地の開発 計画などにも先行して適用 されているが、河川工事で は第十堰可動堰化計画が初 めての適用となる。

第十堰可動堰化計画の是非については、同堰建設事業審議委員会が一九九五年九月に設置され、十四回の 会合、三回の公聴会を契 機、十三日に開いた第十四 回会合で、審議委員は「流域 住民の生命財産を守ること にも安定した水利用を維持 するために第十堰を抜本的 に改築することが必要であ る。よって本事業を実施す ることが妥当である」と判 断する」との最終結論をま とめ、四国地方建設局長に 口頭で報告した。

この際、審議委員は「吉野 川の良好な自然環境に十分 配慮、その環境の保全と創 造に万全の方策を講じる。 そのために環境影響評価や 環境モニタリングを行う」 など四項目の付帯条件を付 けている。 スも大事だが、計画の必要 性の論議が後に残されたま ま実施するのでは話になら ない。 可動堰着工へ 四国地建局長 17日詳細報告 瓦力建設相は十四日の閣 議後の記者会見で、吉野川 第十堰の可動堰着工を、建 設省の「第十堰審議委員 会」が容認した点について 「可動堰への改築を是と しつつも、いくつかの配慮 事項があると聞いている。 十七日に四国地方建設局長 が(私のところ)に来て、 詳細な報告をする予定にな っており、それを聞いて今 後の進め方を判断したい」 と述べた。

相模大堰

貯水に市民団体抗議

中州に
テント 一時、全水門下ろせず

厚木市岡田一海老名市社家の相模川に完成した相模大堰で十五日、県内広域水道企業団が、貯水を開始するため、七門のゲートを下ろす作業を行った。しかし、大堰の上流約二百メートルの中州や河原で、相模大堰に反対する市民団体「相模川キャnpインシンポジウム」(岡田一慶代表)のメンバー約十人が抗議行動を展開、夕方までに下りたゲートは七門中五門にとどまり、貯水作業が遅れた。

市民団体は「付近の河原には、希少植物のタコノアシが生育しており、貯水で水没する」などと訴え、前夜から中州にテントを張り、貯水開始に抗議した。

午前七時に、中央部の洪水吐ゲート一門が下り始めると、メンバーは力ヌー二艇でゲート直下に迫ったほか、中州のテントでは、メ

ンバーが交代で座り込みを続けた。同企業団は午後五時までに五門を開けたが、残る二門を下ろして水位を上げる中州が水没するため、退却させた。



中州にテントを張って抗議する市民団体のメンバー

13版

1998年(平成10年)6月17日

水曜日

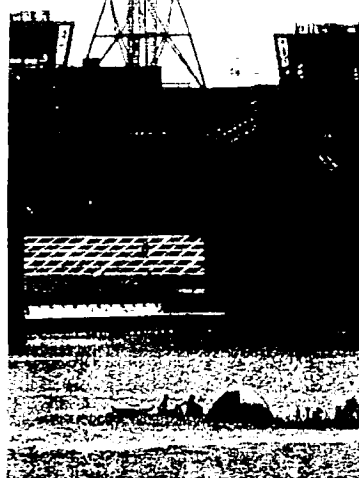
厚木

相模大堰

残る2水門も閉鎖

中州で
抗議 市民団体のテント水没

厚木市と海老名市境の相模川にある相模大堰で十六日、残っていた二つのゲートも閉鎖された。全部で七つの水門の閉鎖は十五日から始まったが、「水門閉鎖は環境を悪化させる」として市民団体が抗議活動をし、二水門が閉鎖できなかった。十五日夜まで中州で抗議活動を行っていた市民団体のテントが水没するも、トラブルもあった。



中州にテントを張り市民団体が水門閉鎖に抗議した=15日、厚木、海老名市境の相模川で

県内広域水道企業団によると、市民団体は十五日午後九時ごろまで二つのゲートを閉鎖し、企業団は十六日午前八時半から約二時間半かけて残りの二つのゲートを閉鎖した。水位は堰としていた堰高(一〇メートル)より、ゲート閉鎖によって水位が一メートル以上上がった。今後、水門の試験運転をした後、来月二十日には上水運用として貯水放水が始まる。

相模大堰
水門閉鎖

98.6.19 厚木

危険だった」と非難

市民団体の
テント水没 企業団に抗議文

厚木市と海老名市にまたがる相模大堰のゲートが閉鎖された時に、抗議のため又を送った。「中州にいた中州に設置していたテントなどを水で流された市民団体「相模川キャnpインシン」が、性があった」と非難している。

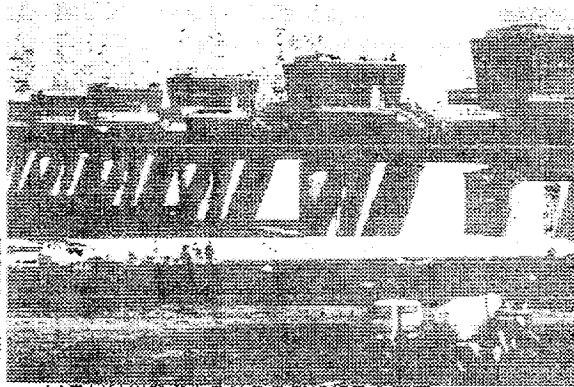
抗議文によると、中州にメンバーがいたにもかかわらずゲートを閉めたため、水位が上がりテントが流されたという。「生命より大堰の試験を優先させた極めて

「危険な行為」として、水門操作規則や水位記録、責任者などを明らかにするよう求めた。

企業団は「市民団体も状況を知っていたはずだ。カヌーなども持っていたし、ひさぐらいの水位で特に危険はないと判断した。対応は今後検討したい」と話している。

これに対し、企業団は「市民団体も危険を認識し、安全対策を講じたにもかかわらず、そのときはひさぐらいの水位だったし、ライフジャケットもカヌーも持っていたはずだ。おぼれた場合には、救助も用意していた」と説明している。

相模大堰「暫定取水 中止を」



市川川から予定される水をたためる計画に、市民団体が「環境アセス違反だ」と中止を求めている相模大堰＝厚木市岡田で

「環境影響予測評価に違反」

流域には危急種

市民団体 申し入れ

厚木市岡田と海老名市社家間の相模川にある相模大堰（延長四百九十五メートル）がほぼ完成し、県内広域水道企業団が六月十五日から水をため、七月二十三日から暫定取水する予定になっていることが二十日わかった。この日、市民団体「相模川キャンピングインシンボジウム」が記者会見で明らかにした。「相模大堰の水源は宮ヶ瀬ダムに求めるという環境影響予測評価に違反する」とし、岡崎洋知事に取水を中止するように申し入れたという。

県内広域水道企業団によ、清川村にまたがる宮ヶ瀬ダム、横須賀市などへ供給する上水道の水が必要になっている。相模大堰が今月末にはほぼ完成するため、相模川から暫定的に一日最大十二万九千リットルを取水することにした。建設大臣に許可を求めているところだといふ。

予定では水をためるのは上流の一・三キロほどの地点までだ。今の流域の一・五倍、二十六分の広さになるという。しかし、相模川キャンピングインシンボジウムの岡田一慶代表の話だと、水をためる流域には環境庁のレッドデータブックで危急種に指定されているタコノアシが少なくとも三群落、百本ほど生息している。

県への申し入れは「環境影響予測評価では暫定取水は評価項目に入っていない。②環境影響予測評価では、タコノアシの移植は成長の止まる十一月ごろまでおき、水をためることはできないはずだ、という二点を挙げ、「これでは何のための環境影響予測評価だったのか」と批判している。

県内広域水道企業団は「環境影響予測評価は相模大堰について審査を行ったもので、水源は宮ヶ瀬ダムの水でなければならぬ」という市民団体の主張は違うのではないか。タコノアシは過去の移植の成果から、この時期に移植しても問題ないと判断している」と話している。

し、現状が予測評価と異なり、環境保全上の必要がある時は、環境影響評価法例に「知事は実態を調査し、事業者に報告を求めることができる」という条文があるという。

貯水中止を申し入れ

相模大堰 暫定取水開始中止を申し入れ

市民団体「相模川キャンピングインシンボジウム」が、環境影響予測評価に違反するとして、岡崎洋知事に申し入れた。

県、中止の指導せず

相模大堰 暫定取水 中止の指導せず

来月二十三日から暫定取水を計画している相模大堰をめぐり、市民団体「相模川キャンピングインシンボジウム」が、環境影響予測評価に違反するとして、岡崎洋知事に申し入れた。県は「環境影響予測評価は相模大堰について審査を行ったもので、水源は宮ヶ瀬ダムの水でなければならぬ」という市民団体の主張は違うのではないか。タコノアシは過去の移植の成果から、この時期に移植しても問題ないと判断している」と話している。

相模川キャンピングインシンボジウムは、環境影響予測評価法例で「知事は実態を調査し、事業者に報告を求めることができる」という条文があるという。

まず比の「水力」参画
来月、東南アジア専門子会社

を設立する。東南アジア経済は低迷しているが、エネルギー需要が増大するのは確実なため、資本力やノウハウを生かし同地域での事業拡大を狙う。他の電力会社も追随するとみられる。(解説3面)

(一面参照)
電力会社は電業法第45条の
非営利制で事業範圍が制限
されているが、海外での電
力事業に關しては特に規制
はない。しかし、地域独占
の國內で營業に依り得る
外事業に關する
まゝめな報告書
通出を促す内容
に電力会社は
可能性を模索し
海外市場でも
収益は相当、国

来月、東南ア
専門子会社

4

6

収益体質強化の柱に 規制緩和で国内競争激化

解説 電力各社は海外事業を「将来の収益源の柱に育てる」に意を凝めて、国内電力市場の規制緩和でコスト競争の激化が

予想され、収益体質の強化
が不可欠となるからだ。
(一画参照)

来、規制で事業範囲が制限されているが、海外での電力事業に関しては特に規制はない。しかし、地域独占の国内で着実に伸び続ける電力需要に対応すれば事業

通商上は何の問題がなかつたことが、海外に出たから理由。公使事務手より云く大抵は事業に手をを出しにくかつた面もある。
 そんな「國面問題」に風を吹けたのが、九六年に近衛兼、實徳エール半一斤の「軍力」が、軍事警察の海外活動に関する相談会に、まずめに報告する。海外への進出を促す内容で、これを機に軍力各社は海外事業の可能性を模索し始めた。
 海外事業でもたまたまる「國面問題」は、國內事業に比べてくわへずか。ただ、「商社や外國政府との折衝を通じて得たコストと競争の不利」は國內事業でも役立つ（文部省電力幹部）との判断もある。地域柄点に依存して、いはづかに難しい競争環境を海外事業を通じて弱め、差別競争の適應を乗り切める気質は、に役立つものが見える。正統一、三菱のケースで述べたような國內の電力需要が将来、頭打ちとなる可能性もあり、夜間利用は設備は過剰に、たがなるの點もある。

H10.9.9 北信新聞 (通版)

「土幌」秋に中間報告

松倉ダム 10月までに結論

長期間停滞している事業・政策を見直す「時のアセスメント」で、道が対象事業の「緊急医療情報システム」について事業継続を発表したことで、対象事業のうち五事業の結論が出され、検討中の案件は四事業となった。九・十の松倉ダム建設(道庁)の方針決定に続き、十一月には幌高原道路(道)と十勝自然湖、十勝管内二道町などについて中間報告が行われる予定。いずれも賛否の対立が激しい事業で、道がどう再評価するかに住民が関心を示した。

特に十勝高原道路については、地元推進派が独自の生計を営むの対立が激しく、民アセスメントや大規模な集金を開く一方、反対派は土幌町内は全言に道路建設から一年となった今夏か、県内は全言に道路建設反対を訴えるチラシを配布するなど、両派とも活動を強めている。

漁業委員は反対

松倉ダム
意見交換会

道は全道、十勝管内、地元の計二万人を対象に住民意向調査に入っており、集計結果は中間報告での「時のアセスメント」の「道」長期停滞して、対象になっている道庁の松倉ダム計画に賛成、反対、無回答などが数値として示され、現地の状況も調査された。

＜方針決定済み＞

中止	「道民の森」民活事業＝石狩管内当別町白老ダム建設事業＝胆振管内白老町トマムダム建設事業＝上川管内占冠村
凍結	苫小牧東部第1工業用水道事業
継続(方式変更)	救急医療情報システム＝全道

＜方針未定＞

松倉ダム建設事業＝道庁	9-10月に結論
ハイメックス(医療・産業・研究都市づくり)構想＝北広島市	11月に結論
輸入促進地域(EAZ)構想＝千歳市、苫小牧市	11-12月に結論
土幌高原道路(道道十勝自然湖線)＝十勝管内土幌町など	10-11月に中間報告、1999年3月に結論



走行中の自動車の速度を調査する調査員
＝土幌高原道路トンネル坑口予定地付近

土幌道予定地で土現が環境調査
「道」(「時のアセスメント」)の対象となっている土幌高原道路(道道十勝自然湖線)の調査、十勝管内土幌町内のトンネル坑口建設予定地と周辺の計四地点で、環境調査を始めた。今回の調査は十三日までで、結果は同道路の時のアセスメント報告の補遺に添える。土幌道予定地では、土現が環境調査を始めた。調査は、トンネル坑口建設予定地と周辺の計四地点で、環境調査を始めた。今回の調査は十三日までで、結果は同道路の時のアセスメント報告の補遺に添える。

見交会合の第五回会合が七日、函館市内で開かれた。この中で、漁業委員の松倉昭吉・函館市漁協組合長は、ダムを建設した場合、とくに漁業への影響について、漁業委員は反対意見を述べた。

一月に始まった意見交換会は今回で終了し、十五人の委員はそれぞれの意見書を二十日まで提出し、時のアセスメントに関する道の検討委員会に提出する。

意見交換会では、ダム建設の問題点を指摘する慎重派が多数を占めたが、明確にダム計画に反対する意見が出たのは初めて。これに対し、十勝側は「自然環境に対する調停程度はしていない中で時のアセスメントの対象になった」と、調査予算がついていないことに理解を求めた。

「このままではダム反対」と表明した。意見交換会では、ダム建設の問題点を指摘する慎重派が多数を占めたが、明確にダム計画に反対する意見が出たのは初めて。これに対し、十勝側は「自然環境に対する調停程度はしていない中で時のアセスメントの対象になった」と、調査予算がついていないことに理解を求めた。

土幌道予定地で土現が環境調査
「道」(「時のアセスメント」)の対象となっている土幌高原道路(道道十勝自然湖線)の調査、十勝管内土幌町内のトンネル坑口建設予定地と周辺の計四地点で、環境調査を始めた。今回の調査は十三日までで、結果は同道路の時のアセスメント報告の補遺に添える。

松倉ダム計画の意見交換会

鮫川治水との関連で紛糾

一転、土現が見解変更

二十四日、函館市民会館で開かれた第四回松倉川意見交換会（函館市現・函館市が設置）で、道の松倉ダム計画に関して、函館市東が主張する治水目的と函館市が主張する利水目的の双方に対し、十三人（二人欠席）の委員の多くが断固に引き続き、慎重論や疑問を表明した。

自然への影響論議の方向も

これに輪をかけて議論を紛糾させたのは、公労委員の一人が問題提起した、岐阜の治水計画（遊水地方式）と松原川治水との関連だった。

すでに一カ所が完成、二つは、今後の議論に影響を及ぼす。

土讃側は「駿川治水に対し松倉川治水は上位計画で浚渫段には、地元住民に反対がある。この委員は逆方向である」と述べた。

議論の中ではもう一つ、湯の川温泉の推薦委員が

主なやりとり

山林の保水力

征實一朗：北大教授　森
林は水の浸透力や貯水力を
高め、洪水低減と漏水緩和
を両立させる。ただ土壌な
どの条件が多様化するた
め、（保水能力に関する）
モデル的な数値化は現段階
では困難だ。

田中毅・函館道有林管理

センター所長 流域の道有
林会派で三千二百五十の 要だ

うち、五百畝に傾斜した針葉樹はこれ以外の広葉樹林

■ 鮫川の治水対策

鮫川の治水対策

は昭和五十八年から進めており、国の緊急床上浸水対

当初計画に対し、全市的
抜本対策としての分水路

る二〇一六年には、もう一

う、新たな段階に踏み込む方向性をはらみ始めた。

きた松倉ダム計画に関す
市民説明会や松倉川意思
交換などの報告パンフレ

力月間で二回の松倉川意見交換会について裏面概要や主な意見を盛り込んだ。

「議論 未消化のまま」

松倉川意見交換会が終了

【函館】道の松倉ダム計画の必要性を議論してきた市民委員会「松倉川意見交換会」(会期十五

人、函館市東と函館市が設置)は七日、豊田福祉センターで開いた第五回会合で、月からの議論を終えたが、「ダムが海に与える影響」などの疑問点が残り、ほとんどの委員は「議論は未消化だ」との不満を表明した。(4面参照)

委員の大半に不満感

市側 示唆 ダム利水にこだわらぬ



函館市が計画するダムによる水運水確保案については、この日までの議論で、委員のほとんどが市の水需を予測の根拠である人口推計を「過大」と指摘した。これについて、老見純一市水道局長は、雨不足や一人当たり水需要の増加に向け、「ダムを」水を安定供給する手段と提案し、市側は「必要に」すべからず対応しようとするものでなく、節水も呼びかけながら、三能(三能)の対策を「たい」と述べ、ダムによる大規模利水には必ずしもこだわらない姿勢も示唆した。

一方、道が計画するダムによる治水については、学識者不足への不満が強く出された松倉川意見交換会の最終会合

識者の委員から「今回の本対策で、防げない洪水があった場合はどうするか」との疑問があらためて出た。また、農協側の委員は松倉川流域の生産の短期的な不安材料を取り除いてから、その後の「総合対策」を考へるべきだったと指摘した。これに対し、函館一環は、内水ならぬ外水水路案で「防げない」と思うことには、①道内の二核都市・あす千歳基地航空祭「千歳」航空自衛隊千歳基地を一般開放し、空・陸・海を二般開放し、空・陸・海の主要航空機を展示する恒例の「航空祭」が、九日午前九時から午後三時まで函館基地で開催される。②目の暇開き、F-15やF-4、政府専用機B-74

ダムの影響を
考えてみよう

10日に松永氏が講演

函館の住宅密集地の人命と財産を守る全国的な温泉地である湯の川温泉地域の治水は地場産業への影響から必要など一般論を指摘するにとどまった。

【函館】どんぐりを植える会(会長・松永勝彦北大水産学部教授)は十日午後六時半から函館労働者総合福祉センターで「いままぜ、緑林か」をテーマに講演会を開く。松永会長が松倉川に松倉ダムが建設された場合のいんげんこへの影響を解説する。入場無料。詳しくは同会事務局(013・8・40・8805)へ。

「よいしょきとうむら」設立パーティーのお礼

木頭村長 藤田 恵

過日は「よいしょきとうむら」設立パーティーに大勢ご参加いただき誠にありがとうございました。

木頭村は96年から「ダムに頼らない村づくり計画」を進めています。その結果、多くの方々のご支援でやっと昨年8月に亀井建設大臣（当時）が「細川内ダム計画の98年度予算はゼロにして、一時休止する」との、建設省では異例の決断を下されました。

一方、「ダムに頼らない村づくり計画」の手初めとして村民の働き場の確保と、農業・食品加工の相乗効果による「村おこし」をねらって、第三セクター「櫛きとうむら」で木頭村特産のユズや大豆からムース、ユズケーキ、クッキーなどを製造販売しています。

しかし、この「櫛きとうむら」もこのままでは目的とうらはらに、ダム推進派に利用されそうです。それは、病院や老健施設などで製品は好評なのですが、資金もあまりなく全国的にも宣伝不足で売上がいま一つだからです。

この「櫛きとうむら」の売上に協力して、結果的に「細川内ダム計画」を完全に中止させようと、「ムースやケーキを食べてダムを止めよう」を合言葉に、東京でも徳島の皆さんに続き「よいしょきとうむら」が近く発足の運びです。

私も微力ですが、ここまで追い込んだ「細川内ダム計画」を完全に中止させるためにも何としても「櫛きとうむら」を成功させるため、文字通り寝食を忘れて頑張っておりますので、いっそうのご支援をお願い申し上げます。

ご多用中に「よいしょきとうむら」を企画して頂いた各方面の方や、五千元もの会費を払って「パーティー」に参加して頂いた皆様方に、心からお礼を申し上げ、お礼いたします。



「よいしょきとうむら」入会のご案内

当会の趣旨にご賛同の方の参加をおまちしています。

入会された方には、会報「よいしょきとうむら」を年4回お送りします。

また随時お知らせなどお送りします。

・年会費：2000円

・問い合わせ先：事務局 〒779-3123 徳島市国府町観音寺230-1

TEL&FAX 0886-42-7307 近藤英敏

・会費納入先 郵便振替 01670-3-12496 よいしょきとうむら

8/5 朝日

矢作川河口堰、建設中止へ

審議委 水需要見込めず 答申 建設中止

建設省が愛知県の矢作川河口部に計画している矢作川河口堰（愛知県西尾、碧南市）について、事業再検討をしていた矢作川河口堰建設事業審議委員会（委員長・井関弘太郎名古屋教授）は十四日、事業を休止すべきだとの答申をまとめた。同河口堰は利水と治水を目的としていたが、昨年十二月、愛知県が水利権の返上を決めており、堰の建設は事実上中止となった。建設省の審議委員会の対象となっている全国の十四のダム・堰事業の中で、休止が答申されたのは初めて。（2面に解説）

この日の委員会では「愛知県が予定していた毎秒三つの工業用水の取水返上は尊重する。治水対策も様々な角度から再検討する」として、事業としては「休止すべきだ」と結論づけた。

建設省も「委員会の答申を尊重する」としており、週明けには正式に休止を表明する見通しだ。

矢作川河口堰は、矢作川

の河口から約二・四キロ地点に造る長さ五百四十二メートルの可動堰。当初は川底のしゅんせつに伴う堰害防止と愛知県の工業用水の取水が目的とされ、一九七一年に計画が発表された。総事業費



は一千億円近くに上り、これまでに関連工事費などとして約二百十億円が支出された。

しかし、地元漁協などの理解が得られず、昨年十二月、今後の工業用水の需要が見込めないことから愛知県が水利権の返上を決めた。

堰の目的が治水だけなら

費用の面からも建設は困難であり、今回の答申で事実上の中止となった。

建設省は長良川河口堰の批判を受けて、全国の十四のダム・堰事業を対象に、事業を再検討する審議委員会を設けた。このうち九事業で審議が終了。これまでに「計画の見直し」が答申された例はあるが、休止は初めて。

十四の対象事業の中では、徳島県木頭村に計画されている細川内ダムの審議委員会だけが未設置で、「審議委員会の結果を待つて判断する」として「一時休止」の扱いとなっている。

審議委員会の対象になっていない建設省の直轄ダム・堰事業では、中止が二事業、休止は二事業ある。

川辺川ダムの本体工事

来年度後半めどに着工

建設省

建設省は九日、球磨郡相良村の川辺川ダム建設に難色を示している球磨川漁協の同意を得た上で、平成十一年度後半めどに川辺川を仮に締め切つてダムの本体工事に入りたい考えを明らかにした。

【26日に開通記事】建設省川辺川工事事務所川辺川漁協がダム建設による水質汚濁などを懸念して、同工事事務所と協議を続けている。同工事事務所の金尾健司所長は同日、県庁で平成十一年度の事業内容を説明。その中で、十一年度後半の本体工事を目指している。球磨川漁協との話し合い次第で十一年暮れか、十二

年に入るかは分からないが、本体工事までには極力漁協の理解を得たい」と述べた。

一方、十年度には国道445号の付け替え区間の開通部分を同村の大平代替地から下谷代替地に延長し、十一年暮に供用開始する。さらに板木橋と

「二方的」と反発も

来年度 地元にも怒り、驚き…
着工表明

建設省が十一日、川辺川ダムの本体工事に十一年度期を発売するとはけしからぬ半ばに達する方針を明らかにしたことに、同省との間で補償問題を巡っている球磨川漁協(三重勇組合長)は一向の相談もななく一方的な発表には納得できない」と強く反発している。

【一面参照】真意をたしたい」という。ダム建設反対運動を続ける清流球磨川・川辺川を対だ。建設に同意した地

未来に手戻す球磨郡市民の会の黒松隆敏事務局長は「公共工事は建設中でも必要でないなら計画を中止すべきだ」という総理見解もある。建設中止はまだまだ可能だとして、反対運動を展開するとしている。

ダムで村中心部が水没する五木村の西村久徳村長は「本体工事は十一年度ごろ」と思っていたが、建設省

板木トンネルの工事を十年度に暫工し、十一年度には頭地代替地まで開通させる。

建設省は、川辺川ダム建設の基本計画の変更について三月定例県議会の議決を経て知事の委更同意を取り付けたため、球磨川漁協との協議が詰まれば本体工事に臨めると判断したとみられる。

基本計画の変更内容は①かんがい面積を現行比二〇％増の約三千七百十に、その総事業費を約二・三億の約三千六百五十億円にする②工期を平成二十年度まで八年間延長する③の三

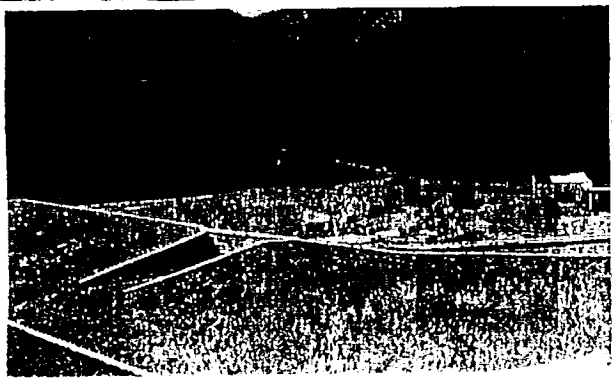
下谷代替地の造成完了

五木村 来春には移転可能に

川辺川ダム建設計画に伴い、建設省が球磨郡五木村の水没者のために建設を進めている代替地のうち、同村下谷地区の下谷代替地の造成工事が三月末で完了した。本年度は上下水道や電気工事などを行う予定で、四段になっている。区画数は公園予定地を含めて十六。造成工事費は約三億六千三百万円。

五木村が水没者を対象に実施した意向調査によると、同代替地へ移転を希望しているのは十一世帯。希望面積は五千三百八十平方メートル。利用面積内に納まっている。同村は一般住宅だけでなく、村営住宅も建設する予定。今後、土地配分や区画割りが課題となる。

建設省が五木村内に建設する代替地は六カ所。既に高野(開発面積二・二〇、小浜(同〇・五〇)、大平(同〇・三〇)の三カ所が完成。小浜を除き移転が終わっている。最大の頭地代



造成工事が完了した下谷代替地。本年度は上下水道などの工事が行われる

替地(同三四・五〇)の造成工事も急ピッチで進行中。野々代代替地(同〇・五〇)は基礎工事が終了している。

川辺川ダム基本計画変更

743人が異議申し立て

鮮日報
7/29
974

市民団体に
建設省に

建設省が福岡県相良村に建設する川辺川ダムの基本計画の変更を指示したことに対し、ダム計画の見直しを求め、井良町会等は二十九日、

行政不服審査法に基づいて建設大臣あての異議申立書七百四十三人分を、同省川辺川工事事務所（金尾健司所長）に提出した。

手渡す会は異議申立期限の八月八日までに、さらに中立人を募る方針。

手渡す会は福岡県建設事務所局長ら九人が同工事事務所を助け、中川一成総務課長に異議申立書を渡した。同課長は「九州地方建設局に届けた」と答えるにとどめた。

手渡す会は七月の会報「かわろそ」で、金尾の会員約千二百人に異議申し立てへの参加を呼び掛けた。

参加は〇建設目的が喪失した事業に巨額な税金を投入すべきでない〇ダム事業審議委員会の各中内容が住民の意思を正しく反映していない〇など訴えた文書



建設省川辺川工事事務所の中川総務課長等に、川辺川ダム基本計画変更に対する異議申立書を提出する「手渡す会」の会員

川辺川ダム事業の放棄計画の決定に際しては、川・川辺川を未来に手渡す会の総務課長に異議申立書を渡した。同課長は「九州地方建設局に届けた」と答えるにとどめた。

川辺川ダム事業の放棄計画の決定に際しては、川・川辺川を未来に手渡す会の総務課長に異議申立書を渡した。同課長は「九州地方建設局に届けた」と答えるにとどめた。

川辺川ダム事業の放棄計画の決定に際しては、川・川辺川を未来に手渡す会の総務課長に異議申立書を渡した。同課長は「九州地方建設局に届けた」と答えるにとどめた。

川辺川ダム事業の放棄計画の決定に際しては、川・川辺川を未来に手渡す会の総務課長に異議申立書を渡した。同課長は「九州地方建設局に届けた」と答えるにとどめた。

川辺川ダム事業の放棄計画の決定に際しては、川・川辺川を未来に手渡す会の総務課長に異議申立書を渡した。同課長は「九州地方建設局に届けた」と答えるにとどめた。

川辺川ダム

住民団体の743人提出



5「流域都市市民の会」の代表が建設省川辺川工事事務所へ

川辺川ダム事業の放棄計画の決定に際しては、川・川辺川を未来に手渡す会の総務課長に異議申立書を渡した。同課長は「九州地方建設局に届けた」と答えるにとどめた。

川辺川ダム事業の放棄計画の決定に際しては、川・川辺川を未来に手渡す会の総務課長に異議申立書を渡した。同課長は「九州地方建設局に届けた」と答えるにとどめた。

川辺川ダム事業の放棄計画の決定に際しては、川・川辺川を未来に手渡す会の総務課長に異議申立書を渡した。同課長は「九州地方建設局に届けた」と答えるにとどめた。



真名子ダム建設反対運動を成功させるため皆さんの御協力を！

1. はじめに

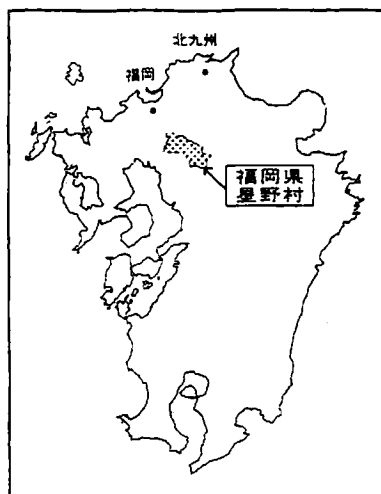
星のふるさと星野村は、人口4,000人の小さな農山村であります。

星野村の特徴を一言で言えば、世界に一つしかない昭和20年に広島に投下された原爆の火を点し続ける平和宣言の村です。

日本一の良質茶を生産している玉露の里・九州で最大級の望遠鏡を備えた星の文化館が都市の人に星のロマンを語りかける星のふるさとでございます。

村人は美しい自然環境のなかで長い歴史に育まれた産業と文化を守って生活を営んでいます。

その星野村の入口にあたる下流域上陽町に1971年9月ダム建設計画が発表されました。私たちは全国の多くの仲間の支援を受けながら今日までダム建設計画の白紙化を目指して闘ってまいりました。皆さんの御厚意と御支援に改めて感謝申し上げます。



2. 共有地運動に御理解を！

今般、真名子ダム本体の建設が予定されている土地を上陽町の所有者の理解を得て、取得することができました。清流星野川に約150m沿った細長い土地（山林）です。

私たちはこのダム本体予定地の土地を共有地運動として全国の理解ある皆さん方には是非参加していただき、美しい星野村をダムに沈めないために強力な運動を展開したいと願っています。

3. 共有地の物件等

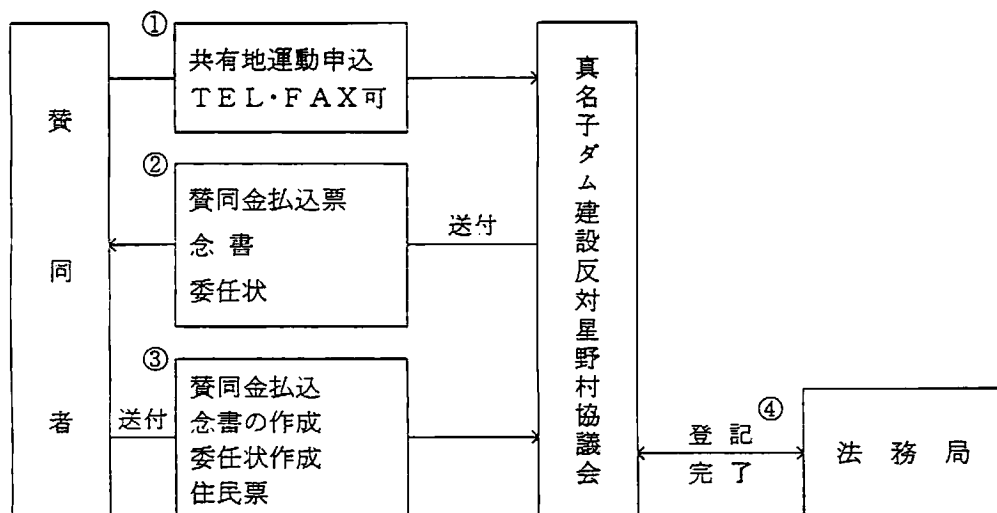
○ 物件は

福岡県八女郡上陽町大字北川内字大林山3731番2	
保安林	3,265m ²

どなたでも賛同金3,000円を納入いただきますと共有物件持分の $\frac{1}{1700}$ が法律上あなたの所有物となります。但し、共有地持分は登記簿上の所有権ですから収益性の要求は御遠慮下さい。



4. 今後の事務手続きとしては、次のような予定です。すめさせていただきます。



※所有権移転登記は1ヶ月間ぐらいまとめて行いますので
若干遅れることが予想されます。

5. おわりに

既に報道されているような国家財政の破綻という状況の中で、建設省はダムの建設中、あるいは建設計画がされている全国の380のダムの見直しを行い、6ダムの中止12ダムの休止70ダムを足踏みとし、予算計上を見送りましたことは私達の運動として一定の条件を勝ち得たと言えます。しかしながら、いつ又牙をむき出してダム推進を図るかも知れません。波風の弱い時こそ堤防を高め、足腰の強い組織づくりが大切だと考えます。

全国の皆さん御支援、御協力を是非お願い申し上げます。

平成 年 月 日

真名子ダム建設反対星野村協議会会長

福岡県星野村長 松 永 雅 男

事務局

〒834-0292 福岡県八女郡星野村13,102番地の1
星野村役場 企画振興課企画係

TEL 0943-52-3111 FAX 0943-52-3283

振込み先

星野郵便局

郵便振替 真名子ダム建設反対星野村協議会

口座番号 01780-7-32475

1998年

水源開発問題全国連絡会第5回総会と

おもい

思川開発問題全国集会のお知らせ

期日●11月14日(土)～15日(日)

集合● 11月14日 (土)

午後2時 (JR日光線の鹿沼駅前) または 午後2時15分 (東武宇都宮線の新鹿沼駅前)

日程●

11月14日(土) 午後2時～5時 「思川開発計画の現地見学会」

南摩ダム予定地、行川ダム予定地、大谷川取水予定地ほか

午後5時頃 今市市内の旅館「ホテルつたや」着

午後7時～10時 「水源開発問題全国連絡会第5回総会」(「ホテルつたや」会議室)

「ホテルつたや」に宿泊(今市市小倉424 ☎0288-21-0048 JR今市駅から徒歩3分)

11月15日(日) 午前9時～12時30分 「思川開発問題全国集会」(「ホテルつたや」会議室)

午後1時解散

総会の議題 (1) 事務局からの経過報告

(2) 各地からの報告

(3) 今後の活動方針

(4) その他

参加費用 宿泊代(2食付き) : 8000円

11月14日の現地見学会のバス代(3000円程度)と15日の昼食代は別途実費をいただきます。

●申込書送付先および問い合わせ先

水源開発問題全国連絡会事務局 (堀田・柴田)

東京都千代田区平河町1-7-1-W201 ☎03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

●現地問い合わせ先

思川開発事業を考える流域の会 ☎0285-23-8505(伊藤武晴) FAX 0285-22-5608

事務局からのお願い

1、総会参加申し込みを同封の用紙で、できるだけ早めに事務局へお送りください。

2、各地の情報を事務局までお寄せ下さい。そのまま全国へ知らせる必要があるものは印刷に耐える形でお願いいたします。新聞記事等もよろしくお願いいたします。

3、年会費(11月から翌年の10月まで)の更新をされていない方、よろしくお願いいたします。団体年会費もよろしくお願いいたします。

個人年会費は2000円、団体年会費は5000円です。